

市主催の行事・会議等の対応方針について

国の基本的対処方針及び県における外出自粛等の段階的緩和の方針に基づき、市主催の行事・会議等の開催の対応については、次のとおりとする。

ただし、県内に感染者が発生した場合や、国内の状況が変わった場合等においては、その都度対応方針を見直すものとする。

適用 令和2年7月10日（金）から

- 1 参加人数は、屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以上、また、屋外であれば5,000人以下を参加人数の上限とし、人と人との距離を十分（1～2m）に確保するなど「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染予防対策を講じるものとする。
- 2 名簿を作成するなど、参加者の連絡先を把握するものとする。

※「三つの密」とは、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面をいう。

※「講じる感染予防対策の例」

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加者に対して感染防止策（身体的距離の確保、マスクの着用、手指の消毒、参加時具合の悪い方や過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方の参加自粛など）の協力を要請する。
- 会場に入る際の手洗いの実施や消毒液の設置
- 参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 手が届く範囲以上の距離を保つ、声を出す機会を最小限にするなど飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う。

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気設備の適切な運転や定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 会場に入る定員を少なくし、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 参加者名簿を作成する。（現に参加した者の名簿）